

# 南シナ海における中国の主張<sup>(1)</sup>

鄔 志 野

目次

はじめに

一、四つの群島の領土主権に対する主張

1.1 中華人民共和国以前の中国の主張

1.2 水陸地圖審査委員会

1.3 中華人民共和国の領土主張

1.4 四つの群島の範囲

1.5 小括

二 南シナ海における中国の海洋主張

2.1 領土主権以外の権利に関する文言

2.2 九段線

2.3 歴史的権利

2.4 西沙地域における海洋主張

2.5 小括

おわりに

## はじめに

南シナ海は現在の東アジア地域で最も注目された地域の一つである。20世紀初頭からこれまで、同地域の領土主権と海洋権利を巡る紛争は百年以上続いた。

中国はその最も古参の係争国の一つである。しかし、南シナ海における中国の主張は、その不明確さで外国から批判を受けている。

確かに中国の主張は曖昧な部分はあるが、ある程度解明することが出来る。本稿は中国の主張を核心的な領土主張とその外延となる海洋主張にわけて考察し、これらの主張は如何に形成されたか、どの部分が明確で、どの部分が

---

(1) 本研究は中国国家留学基金の研究助成を受けている。

不明確であるかなどの問題を説明する。また、その不明確な部分に関して、どのように再解釈され得るかについて、検討してみる。

## 一、四つの群島の領土主権に対する主張

中国にとって、領土の保全は核心利益である。南シナ海において、領土主権は中国の主張の核心である。南シナ海の島と岩礁に対する中国の領土主張は、清朝末期から中華民国時代までに形成されたものであり、後の中華人民共和国に継承された。

### 1.1 中華人民共和国以前の中国の主張

中国側は常に歴史を主張の根拠としている。中国政府の最新の声明によると、「南海における中国人民の活動は2000年以上の歴史がある。中国が最初に南海諸島及び関連海域を発見、命名、開発利用してきた」<sup>(2)</sup>。中国国内において、この歴史に関する研究は数多く存在しており、中国の古典に依拠している。近代以前の南シナ海周辺において、最も先進的だった中国にとって、昔の書物に関しては他国より有利である。この種の研究をすべて精査することは出来ないが、大まかにまとめると以下のようなものである。中国は漢の時代に既に南シナ海に関する知識を有しており、南シナ海を渡って東南アジアと交流していた。晋の時代から、中国の漁民は南シナ海で漁業活動してきた。宋の時代から、南シナ海諸群島を指す固有の地名は現れた。明・清の時代になると、西沙と南沙が中国の地図に入った。<sup>(3)</sup>

しかし、近代以前のアジアにおいて、領土国家の概念自体が存在していなかった。『詩経』の記述のように、中国はアジア地域の帝国として、「溥天の下、王土に非ざるは莫く」と周辺地域を認識していた。清朝末期、清帝国の力が

---

(2) 中国外交部「中华人民共和国政府关于在南海的领土主权和海洋权益的声明」2016年  
<http://www.fmprc.gov.cn/nanhai/chn/snhwtlcwj/t1380021.htm> 閲覧日：2017.07.11

(3) 参照：吴士存『南沙争端的起源与发展』中国经济出版社 2013年 19-27頁

衰退し、西洋の植民者がアジアで勢力を拡張すると、中国は国土に対する認識を変えざるを得なかった。そして南シナ海を巡る中日仏紛争の文脈の下で、中国は明確に「南海諸島」を中国の領土だと主張し始めた。

19 世紀末の清朝駐イギリス公使郭嵩燾が回顧録で「拍拉蘇島」を「中国属島也」<sup>(4)</sup>と記したことから見ると、この時点で中国人はパラセルに対する領土意識があった。しかし、清朝政府がその主権を再確認する必要性を感じたのは、東沙島紛争の後である。

1907 年、日本人の西沢吉治は船員を率いて東沙島（プラタス島）に上陸し、これを占拠した。1917 年、日本人の平田末治などの業者は、西沙（パラセル）諸島と南沙諸島に到着し、燐鉱採掘の事業を展開していた。琉球ラサ島（現在の沖大東島）のラサ島燐鉱株式会社は 1929 年まで事業を継続しており、その社長の恒藤規隆は南沙諸島を「新南群島」と命名した<sup>(5)</sup>。

上述した西沢らの行動は清国の反発を招いた。清国は調査を行い、東沙島は清国領だと判断した<sup>(6)</sup>。1909 年 4 月、清の両広総督張人駿は東沙島に艦船を派遣し、調査を行い<sup>(7)</sup>、更に西沙に艦隊を派遣し、国旗樹立などの主権を明示する行動を行った<sup>(8)</sup>。この時期、南沙諸島について、清国はまだ意識していなかった。

日清両国が東沙島について交渉した結果、日本は東沙島の清国領有を認めた。それと同時に、西沢の利益を保護するため、清国は広東銀 13 万円で西沢の資産を買い取った<sup>(9)</sup>。さらに、清国政府は西沙諸島を行政管轄下に置き、開発計画を立案した。清朝滅亡した後、中華民国政府は資源開発の許可を中

(4) 郭嵩燾 『使西紀程』 5 頁 <https://archive.org/details/02084853.cn> 閲覧日：2020.03.06

(5) 同前 75-76 頁

(6) 张良福（編）『让历史告诉未来——中国管辖南海诸岛百年纪实』 海洋出版社 2011 年 4 頁

(7) 同前 13-15 頁

(8) 李金明 『中国南海疆域研究』 黑龙江教育出版社 2014 年 38-39 頁

国人に与えることによって、西沙諸島に対する行政的な支配を実現したが、実際にその許可を手に入れて、開発活動していたのは、日本人だった<sup>(10)</sup>。

清朝は東沙島の領有権を確認できたが、その対価は安くなかった。中華民国の1933年の外交部公報で公表された調査によると、「東西沙両群島，向均隸我版圖，惟以遠在南荒，不甚為國人所措意…因有東沙之糾紛，遂以促吾國對於西沙之注意」<sup>(11)</sup>。即ち、「東沙と西沙は以前から中国領だが、南方の荒地だったため、国民の関心が薄い。東沙島紛争をきっかけに、西沙も注目された」ということである。清朝末期の広東政府は水軍提督李準を派遣してパラセルの14カ所を巡航し、領有権を示す石碑と国旗を立てた。<sup>(12)</sup> この件に関して、フランスも分かっていたが、対応の行動を取らなかった。<sup>(13)</sup> 中華民国になってから、中山大学の瀋鵬飛は西沙の主要島嶼に上陸して調査を行い、「調査西沙群島報告書」を作成した。その報告書は中仏紛争時に中華民国政府が依拠した資料の一つであり、現在その原本は国立台湾図書館に保管されている。

1930年代に入ると、中仏両国間で南シナ海を巡る紛争が発生した。1930年から1933年まで、フランスは西沙諸島と南沙諸島を占領し、領有を宣言した。1930年4月13日、インドシナ総督は軍艦マリシアス（Malicious）号をスプラトリー島（南威島）に派遣し、国旗を掲げた<sup>(14)</sup>。同年9月23日、フランス

(9) 张良福（編）『让历史告诉未来——中国管辖南海诸岛百年纪实』 海洋出版社 2011年 23-37頁

(10) ウリセス・グラナドス・キロス 前掲 47-48頁

(11) 中國第二歴史檔案館「西沙羣島交涉及法佔南洋九島事」『南京國民政府外交部公報』江蘇古籍出版社 1990年 附録 208頁

(12) 同前 附録 217-218頁

(13) Monique Chemillier-Gendreau, *Sovereignty Over the Paracel and Spratley Islands* (H. L. Sutcliffe & M. McDonald, trans.), Kluwer Law International, 2000, p.193.

(14) Monique Chemillier-Gendreau, *Sovereignty Over the Paracel and Spratley Islands* (H. L. Sutcliffe & M. McDonald, trans.), Kluwer Law International, 2000, p.39.

はスプラトリー占領を第三国に通告した<sup>(15)</sup>。1931 年 3 月、フランス政府はインコンスタント (Inconstant) 号を西沙諸島に派遣し、国旗を掲げた<sup>(16)</sup>。同年 12 月 4 日、フランス政府は駐パリ中国公使に照会を送り、西沙群島の領有を主張した<sup>(17)</sup>。1933 年 7 月 26 日のフランス官報において、フランス政府は南沙の 7 組の島を領有すると公表した<sup>(18)</sup>。中国では、フランスの占領宣言は「九小島事件」として報道されていた<sup>(19)</sup>。

フランスが 1931 年に中国駐フランス大使館に「Iles Paracels」を主張する「節略」を送った際に、中華民国は明確に西沙群島を中国領と主張し、フランスに反駁した。当時の中華民国の主張の主な依拠は、以下である。まず、「中仏越南續議界務專條」が規定した中仏島嶼の帰属を決める線を見ると、西沙は中国側の島嶼である。次に、西沙群島で生活していたのは概して中国人である。また、西沙群島での燐鉍開発は中国が管轄していた。最後に、香港で開催された極東気象会議において、安南代表の E. Bruzon とフランス代表の L. Froc は、中国が西沙で气象台を建設するように薦めた。<sup>(20)</sup> フランスが挙げたパラスを主張した根拠についても、中国は反論した。

この時代において、中国の東沙群島と西沙群島に対する主張は既に形成されたと考える方が妥当であろう。1907 年以前の中国人の両群島に対する領土

(15) *Ibid.*, p.111.

(16) 韓振华 (編) 『我国南海诸岛史料汇编』 东方出版社 1988 年 762 頁

(17) Monique Chemillier-Gendreau, *Sovereignty Over the Paracel and Spratley Islands* (H. L. Sutcliffe & M. McDonald, trans.), Kluwer Law International, 2000, p.38.

(18) Ministère des Affaires Etrangères, *Avis&communications: Ministère des Affaires Etrangères*, Journal Officiel De La Republique française, 1933.07.26, p.7837.

(19) 当時、中国漁民の間では、南沙において九つの島 (九峙) があるという認識が存在していた。そのため、中国では、フランスは「九島」を占領したと思われていた。

参照：韓振华 『南海诸岛史地研究』 社会科学文献出版社 1996 年 104-115 頁

(20) 中國第二歴史檔案館 「西沙羣島交渉及法佔南洋九島事」 『南京國民政府外交部公報』 江蘇古籍出版社 1990 年 附録 209-210 頁

意識が何を依拠したかはともかく、中国清朝政府と中華民国政府は明確に東沙と西沙両群島に対する領有の意思を表明していた。しかし、南沙群島及び中沙群島について、中国が主張し始めた事情はより複雑だった。

フランスのスプラトリーの島嶼を領有する宣言は中国で大きな反響を起こした。1931年の満州事変（九・一八事変）で神経をとがらせていた中国輿論は、フランスの宣言に劇的に憤慨していた。全国の工界・商界団体は国民政府に、フランスに厳重に抗議するようにとの懇願を寄せた<sup>(21)</sup>。

1933年8月2日の『申報』<sup>(22)</sup>はロイター通信社の電文を引用し、広東省政府は西南委員陳濟棠の命令を受けて、フランスに当局に抗議したとの記事を掲載した<sup>(23)</sup>。（当時の「西南政務委員会」は名義上南京の中央政府に属すが、実質上は大きな自治権利を有し、陳濟棠がその軍政大権を握っていた。）同記事において、陳は事件を調査するために軍艦二隻を派遣したことも書かれている。

南京にある中央政府の反応はさほど強硬ではなかった。1933年7月26日、中華民国外交部の報道官の発表によると、「フィリピンとアンナンの間の珊瑚島は、中国漁民のみが居留しており、国際において中国領だと認められている。」「フランスの占領宣言は理由を明示してないため、外交部は駐フランス公使館に確認させており、海軍部とともに対応を検討している。外交部はフランスの行動に対し、厳重に抗議するつもりだ。」<sup>(24)</sup>しかし、同年8月4日、外交部がフランス駐華公使ウィルデン（Wilden）に送った照会は、抗議と言えるほど厳しくなかった。照会はフランスに占領した島嶼の経緯度を確認して明示するように要求し、それが済むまで、中国はフランスの宣言に関する

---

(21) 韩振华（編）『我国南海诸岛史料汇编』 东方出版社 1988年 262-264頁

(22) 申報は清から民国時代まで発行されていた新聞紙であった。中国近代において最も影響力の大きい新聞紙と言える。

(23) 『申報』「陳濟棠派艦調查珊瑚島案 粵省府向法当局提抗議」 1933.08.02

(24) 『申報』「法占粵海九小島 外部準備提抗議」 1933.07.27

権利を留保すると声明した。これに対し、フランス側は書簡を送り、占領した島嶼の位置を確認した上、中国領の最南端は Triton 島 (中建島) であるため、占領した島嶼は中国領ではないと主張した<sup>(25)</sup>。南京政府はフランスに照会を送ると同時に、駐フィリピン領事館に、占領された島嶼の情報を提供するように要求した。また、民間において、フランスに占領された「九島」は具体的にどの島なのかについて、異なる説がいくつも存在していた<sup>(26)</sup>。当時の中国において、沿岸地帯の漁民と航海者を除いて、南沙について精確な知識を持っている人は少なかっただろう。

この時点で、民間及び広東省政府において、南沙諸島 (正確に言えば「九島」であろう) は中国領だという認識は既に存在しているにも関わらず、南京の中央政府は南沙諸島についての知識は必ずしも明確ではない。しかし、この「九小島事件」の刺激で、南京政府は南沙諸島について調査を行い、明確に主張するようになった。

南沙諸島についての中国の主張は、国内の行政的管轄の形式で現れた。1930 年前後、中華民国は「水陸地圖審査条例」を公布した。これにより、中国で出版される地図は審査を受けることになった。そして 1933 年 6 月に設置された「水陸地圖審査委員会」は、地図の審査を担当する機関となった。委員会は第 25 回会議において、「關於我国南海諸島各島嶼中英地名対照表」を作成し、東沙群島、西沙群島、中沙群島 (当時の名称は「南沙群島」)、南沙群島 (当時の名称は「団沙群島」) の 132 の島や暗礁などを国土と認め、1935 年 4 月に「中國南海各島嶼圖」を出版し、初めて中国の主張を地図上に表現した<sup>(27)</sup>。その後、中国で出版された地図は、委員会の規定と一致するようになった。

ここに至って、中国の南シナ海の「四つの群島」に対する主張は完全に形

(25) 呉士存 『南沙争端的起源与发展』 中国经济出版社 2013 年 31 頁

(26) 参照：韩振华 『南海諸島史地研究』 社会科学文献出版社 1996 年 109-115 頁

(27) ウリセス・グラナドス・キロス 『共存と不和—南シナ海における領有権をめぐる紛争の分析、1902-1952 年』 松籟社 2010 年 51 頁

成した。東沙と西沙の場合とは違って、中国の南沙（当時の「団沙」）群島に対する主張は、1933年までに明確に表れなかったと言える。当時の中国の同群島に対する知識は著しく不足だった。1933年のフランスのspratree編入を受けて、中国は1935年までに南沙群島に対する主張を明確化した。更に、中沙（当時の「南沙」）群島に対する主張は、中仏紛争の副産物として打ち出されたものである。

これから、中国の南シナ海諸群島に対する領土主張において、重要な役割を果たした「水陸地圖審査委員会」とその「会刊」について考察する。

## 1.2 水陸地圖審査委員会

南シナ海に対する中国の主張の形成において、「水陸地圖審査委員会」と言う組織は重要な役割を演じた。

1931年9月、中華民国政府は「修正水陸地圖審査条例<sup>(28)</sup>」<sup>(29)</sup>という政令を頒布した。この政令の内容を要約すると、以下のようなものである。

発令の主旨：審査を受けていない地図は発行してはならない（第一条の1）；

審査機関：参謀本部、内政部、外交部、海軍部、教育部、蒙蔵委員会が組織する水陸地圖審査委員会（第一条の2）；

審査範囲：①本国の疆域地図、②本国の水道航行図表、③本国出版の国際通用図表、④他の本国の地理図表（第四条）；

審査事項：境界位置、地名、量的な精確さ、関係部署の許可など（第五条）；

禁則：外国人は中国領で測量を行ってはならない（第六条）。軍事関係の地所を測量し、製図してはならない（第七条）；すでに出版された地図は、参謀本部及び海軍部が禁止するものを発行してはならない（第八条）；

罰則：第一条、第二条及び第六条の違反は罰金が処され（第九条）、第七条

---

(28) 1930年1月が頒布された「水陸地圖審査条例」を改正したもの。

(29) 水陸地圖審査委員会 『水陸地圖審査委員会会刊 第一期』 1935年 1-5頁

及び第八条の違反は「外患罪」に当たる (第十条)。

「修正水陸地圖審査条例」の規定によって、水陸地圖審査委員会が設立された。この委員会は中華民国内政部に直属している機関であり、委員会主席は内政部土地司司長鄭震宇が兼任していた。他の委員は、参謀本部、内政部、外交部、海軍部、教育部及び蒙藏委員会からそれぞれ 1～3 人が選任された。それに加えて、事務員 2 名と、必要に応じて雇う専門委員と特派員がいる。委員会の決議事項は、各部・会からの委員を通じて、各部・会長官<sup>(30)</sup>に提出され、その認可を必要としている。委員会の構成から分かるように、水陸地圖審査委員会は国民政府の各部・会の中の調整機関であり、政策執行機関である。

水陸地圖審査委員会の決議、関連法令、論文、地図、調査資料、会務資料、告示などの内容は、『水陸地圖審査委員会会刊』として出版された。刊名は、国民党左派の重鎮——甘乃光による直筆である。主席の鄭震宇による発刊の辞は、改めて委員会成立の目的を訴えた。委員会成立の目的は：一、国防、軍事関係の資料の取締り；二、外交関係の資料の修正；三、一般的な知識の資料の修正と統一；四、製図技術の改正と統一である。一と二は国土保全、安全保障、民族利益にかかわるため、委員会の主な目標とし、軍事と国境に関する錯誤のある地図を厳しく取り締まる<sup>(31)</sup>、とも述べられた。また、会刊の巻頭の「啓示」は特に南シナ海諸群島に言及した<sup>(32)</sup>。この会刊は一般発行されていないが、内政部によって全国各省・市の地方政府に発送され、更に各出版業者に配布された。つまり、この会刊は単なる雑誌や、広報資料ではなく、行政命令を実行するための文書である。

会刊第一期が出版されたのは、1935 年 1 月 9 日である。第一期では、「中

---

(30) 各部・会の長官は閣僚レベルである。

(31) 水陸地圖審査委員会 『水陸地圖審査委員会会刊 第一期』 1935 年 7-8 頁

(32) 同前

「中国南海各島嶼華英名對照一覽表」が発表された<sup>(33)</sup>。この一覽表は、最初の南シナ海の四つの群島の島嶼・岩礁・沙洲のリストである。リストのタイトルを見れば、「中國南海各島嶼」となっており、各島嶼は中国領だとの意味を表している。会刊第二期は1935年4月27日に出版された。会刊第二期では、「中國南海各島嶼圖」<sup>(34)</sup>という付録の地図が発表された。この地図は、南シナ海諸群島を詳しく描いた初めての地図である。地図は三ヵ月前に発表された南海諸島のリストに合わせて、四つの群島地域の主要な海洋地形を詳しく描いた。現在の南シナ海紛争の標的となっている主要な島と岩礁（スカボロー礁を含めて）は概ね上述リストと地図に入っていた。

水陸地圖審査委員会は上述の地図と島嶼リストに基づいて、全国で発行された地図を審査し、基準に達していない地図を発行禁止、或いは修正後発行を許可するように処置した。中国では、地図の制作発行は基本的に民間事業であり、まともの規制がされなかったが、1935年以降は国家の管理下に置かれた。それ以来、中国で出版された地図は全て、南シナ海諸群島を明確に中国領として描くようになった。

「水陸地圖審査委員会会刊」は1935年1月から9月まで、計三期しか出版されなかったが、そこで発表された島嶼リストと地図は、中国の南シナ海に関する主張の最初の公式的、法的な文書である。

第二次世界大戦後、中華民国は軍艦を派遣して、西沙群島と南沙群島を接収し、太平島（イツアバ島）と永興島（ウッディー島）に常駐部隊を進駐させた。その時、海軍以外に、外交部、内政部、国防部並びに地質学と海洋学の専門家も同行しており、南シナ海で調査と測量を行った。<sup>(35)</sup> 1947年、民国政府内政部方域司が新たに島名リストと地図を制作し、公表した。<sup>(36)</sup> この地

---

(33) 同前 61-65頁

(34) 水陸地圖審査委員会 『水陸地圖審査委員会会刊 第二期』 1935年

(35) 参照：張良福（編）『让历史告诉未来——中国管辖南海诸岛百年纪实』 海洋出版社 2011年 89-93頁

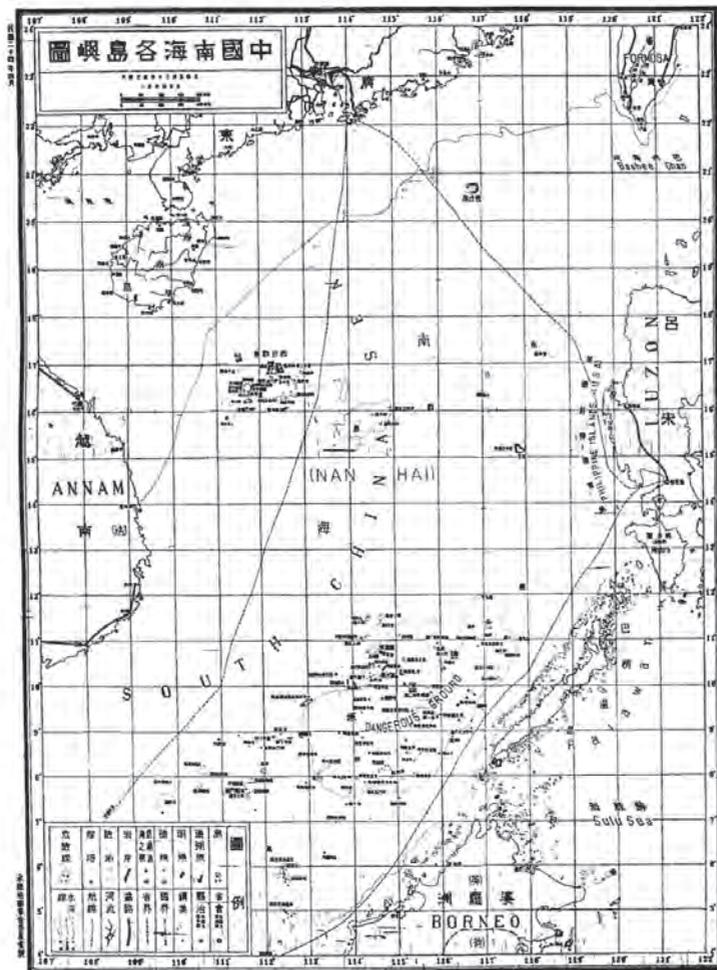


図 1 中國南海各島嶼圖

(From: 水陸地圖審査委員会 『水陸地圖審査委員会会刊 第二期』 1935 年)

(36) 台北駐日經濟文化代表處 「中華民國の南シナ海政策について」 2016 年 [https://www.roc-taiwan.org/jp\\_ja/post/30073.html](https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/30073.html) 閲覧日：2020.03.20

図は、接収作業時に行った測量に基づいたため、1935年の地図より精確だが、おおよその形や、経緯度は1935年の地図と近似している。1947年の地図にU型の断続線が描かれていた。この線は後に「九段線」と呼ばれるようになり、中国の南シナ海に関する主張における重要な要素になる。「九段線」について、後に詳述する。

### 1.3 中華人民共和国の領土主張

1949年、国民党の中華民国政府は台湾までに後退し、中国大陸側に中華人民共和国が成立した。1950年5月20日の人民日報は南海諸島の主権に関する声明を発表した。この声明はフィリピン大統領キリーノの南沙群島に関する発言に対する抗議である。そのため、声明文は「団沙（現南沙）群島及び南海の他の中国に属す島嶼」<sup>(37)</sup>との文言を使用していた。1951年、中国外交部（周恩来）はサンフランシスコ講和条約草案に対して批判の声明を出した際に、声明文は明確に「西沙群島と南威島は、南沙群島全体及び中沙群島、東沙群島と同じく、向來中国の領土である」<sup>(38)</sup>と、四つの群島を挙げて領土主権を主張した。それ以来、ベトナムとフィリピンなどの係争国は南シナ海諸群島を侵犯する度に、中国は抗議し、四つの群島の領土主権は中国にあると主張してきた。この四つの群島の領土主権について、中国は一度も譲歩したことがない。

1996年、UNCLOS加盟が批准された時も、中国政府は第310条の規定に基づいて、南シナ海諸群島に対する主権を再確認する声明を同時に出した<sup>(39)</sup>。

---

(37) 韩振华（編）『我国南海诸岛史料汇编』 东方出版社 1988年 443-444頁

(38) 中国外交部「周恩来外长关于美英对日和约草案及旧金山会议的声明」1951年  
<http://www.mfa.gov.cn/nanhai/chn/zcfg/t1367520.htm> 閲覧日：2020.03.20

(39) United Nations Treaty Collection, *United Nations Convention on the Law of the Sea*, [https://treaties.un.org/Pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=\\_en](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=_en), Accessed on 2020.03.20.

具体的に言うと、その第 2 条は、1992 年の「領海と接続水域法」で挙げられた群島と島に対する中国の主権を再確認する、と声明した。無論、南シナ海の四つの群島はその法律で挙げられた群島に入っている。

しかし、中国の主張は現実の状況との間に大きな相違がある。南ベトナムから取り戻した西沙と違って、南沙地域は今も紛争の最中である。1970 年代、フィリピンとベトナムはが次々と南沙の島嶼を占領した。中国は抗議の声明を出し、南沙群島の主権は中国にあると訴えたが、実力でフィリピンとベトナムを追い出すことができなかった。1980 年代後半、中国は南沙群島で活動できる程の能力を獲得した。しかし、この時期に、南沙群島において、「島」と言える地形は全部台湾、ベトナム、フィリピンなどに占領されていた。中国は岩礁地帯を占拠して、自国の主張をサポートするしかなかった。

1970 年代以来の南シナ海紛争の文脈で、中国は自身の主張を詳しく説明する文書を発表した。それが 1980 年に発表された「外交部文件」<sup>(40)</sup> である。

この文書の冒頭の序文を見れば分かるように、その発表されたきっかけはベトナム側が 1979 年発表した白書『黄沙と長沙群島に対するベトナムの主権 (VIETNAM'S SOVEREIGNTY OVER THE HOANG SA AND TRUONG SA ARCHIPELAGOES)』<sup>(41)</sup> である。再統一したベトナム社会主義共和国は、以前の北ベトナムの態度を変えて、明確に西沙（黄沙）と南沙（長沙）両群島を主張するようになった。ベトナムの「1979 年白書」はその主張を確認した上、ベトナムの主張の正当性に関する資料を列挙した。ベトナム側の白書を反駁するために、中国は国務院公報で「中国对西沙群岛和南沙群岛的主权无可争辩—中华人民共和国外交部文件」を発表した。

---

(40) 中国外交部 「中国对西沙群岛和南沙群岛的主权无可争辩—中华人民共和国外交部文件」『国务院公报』1980 年第 1 号 19-28 頁

(41) MOFA of Socialist Republic of Vietnam, *VIETNAM'S SOVEREIGNTY OVER THE HOANG SA AND TRUONG SA ARCHIPELAGOES*, 1979.

「外交部文件」本文の内容は五章があり、その概要は以下である。第一章は西沙群島と南沙群島が古来中国領であることを論証した。第二章は、中国が20世紀以来両群島に対する主権を守るように努めてきたことを論じた。第三章は、両群島に対する主権が国際的に認められていたことを論じた。第四章は、北ベトナム・ベトナム社会主義共和国の背信行為を非難した。第五章は、ベトナムの「1979年白書」における論拠と議論が成立しないと反駁した。

中国政府の公式発表は一貫して四つの群島は古来中国領だとしているが、自国の主張の正当性を証明するという仕事は学者が担っている。その成果が公文書に取り入れられることは稀であり、1980年の「外交部文件」はその一つである。いうまでもなく、中国のすべての学術研究が取り入れられるわけがなく、「外交部文件」はその代表的なものを選んだだろう。そのため、この文献が挙げたものは中国の主張において重要だといえる。ここで、中国側の領有権を主張する根拠を簡単に整理する。

まず、中国人が西沙と南沙両群島を発見した証拠として挙げられたのは、三国時代の『南州異物志』と『扶南伝』；中国人が後に同地域で生活して開発を行った証拠として挙げられたのは、宋朝の『夢梁録』、元朝の『島夷志略』、明朝の『東西洋考』と『順風相送』、清朝の『指南正法』、『海国聞見録』と各王朝の漁民の『更路簿』である。そして、中国政府が両群島を管轄していた証拠として挙げられたのは、宋朝の『武経総要』、元朝が行った「四海測驗」の記録、明・清時代の官修地誌『広東通志』、『瓊州府志』と『萬州志』、『泉州府志』、郭嵩燾の『使西紀程』と清朝の「皇清各直省分圖」、「大清萬年一統地理全圖」と「大清一統天下全圖」などの地図、李準の巡航と瀋鵬飛による調査活動などである。

これらの史料に関する議論は、主に二つの側面に集中している。一つは地名の同一性問題である。これらの史料の中で、西沙群島と南沙群島は「九乳螺洲」、「石塘」、「千里石塘」、「万里石塘」；「長沙」、「千里長沙」、「万里長沙」などの名前と呼ばれていたと、「外交部文件」が論じた。これらの地名、或い

は前述史料における地理的描写の場所は、現在の西沙と南沙地域であるかどうかについて、多くの学者が研究を展開した。例えば、中国の韓振華<sup>(42)</sup>、李金明<sup>(43)</sup>、呉鳳斌<sup>(44)</sup>、林栄貴と李国强<sup>(45)</sup>の研究などが代表的である。中国の主張に異を唱える研究もある。例えば Antonio Carpio<sup>(46)</sup>、嶋尾稔<sup>(47)</sup>、斎藤道彦<sup>(48)</sup>の研究などがある。もう一つの側面は、これらの史料が示した中国政府、または中国人の活動は中国の主権を証明できるかどうかとの問題である。この問題に関しても、上記論者の間で激しい論争がある。筆者は能力が及ばず、これらの論争を結論付けることができない。私見によれば、このような論争は、歴史資料自身の不確実性に起因している。前述したように、アジアの古代国家は必ずしも明確な境界線で規定されているわけではない。中国の史書や地図は近代的な領土主権概念に沿うように書かれていないため、それをどう扱うかについて、立場の異なる論者が論争している。中国人が古代から南シナ海地域で生活、生産していた事実に関して、各国の学者の間で共通の認

- 
- (42) 韓振華 「元代《四海測驗》中中国疆宇の南海」 厦门大学南洋研究所 (編) 『南洋問題 6』 1979 年 1-28 頁  
韓振華 (編) 『南海諸島史地考証論集』 中華書局 1981 年
- (43) 李金明 「元代“四海測驗”中的南海」 『中国边疆史地研究』 1996 年第 4 期 35-42 頁  
李金明 『中国南海疆域研究』 黑龙江教育出版社 2014 年
- (44) 呉鳳斌 「南海諸島中几个地名考釋」 呂一燃 (編) 『南海諸島：地理、历史、主權』 黑龙江教育出版社 2014 年
- (45) 林栄貴、李国强 「南沙群島史地問題的综合研究」 呂一燃 (編) 『南海諸島：地理、历史、主權』 黑龙江教育出版社 2014 年
- (46) Antonio T. Carpio, *Historical Facts, Historical Lies, and Historical Rights in the West Philippine Sea*, *Philippine Law Journal*, Vol.88, No.3, 2014, pp.389-466.
- (47) 嶋尾稔 「中国・ベトナムの漢文文献の中の南シナ海方面の記述について」 2014 年  
<http://user.keio.ac.jp/~shimao/SCS%20shimao%20ver1.pdf> 閲覧日：2020.02.18  
嶋尾稔 「七洲洋に関する覚書」 『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』 2015 年第 46 巻 391-418 頁
- (48) 斎藤道彦 『南シナ海問題総論』 中央大学出版部 2019 年

識がある。特に西沙（パラセル）群島に関して、ベトナムの文献<sup>(49)</sup>と西洋の宣教師による記述<sup>(50)</sup>も同地域における中国人の活動を記録した。南沙（スプラトリー）群島に関する記録は相対的に少ないが、1867年イギリス船が同地域で中国漁民と遭遇したとの記録がある<sup>(51)</sup>。問題は、これらの中国人による活動は主権の行使であるかどうか、領土主権の権原の証拠となるかどうかという法的な論争である。

次に、中国は近代以来の西沙と南沙両群島に対する主権を守ろうとする努力と、他国による承認をその主張の正当性の証拠としている。中国は1930年代からの各紛争において、南シナ海の諸群島に対する領土主権を主張し続けたことについて、既に考察した。中国が実効支配を確立したのは遅かったが、その主張を一貫して堅持してきたことは間違いない。他国の承認に関して、「外交部文件」は前述した1930年の極東気象会議、1938年の日本の外交文書、1951年のソ連による声明の他、1955年の国際民間航空機関の決議（当時の中国代表は台湾の中華民国政府だった）、日本などの他国の地図や、百科事典などを根拠としている。近代以来のできことは、前述した歴史書とは違って、事実確認が相対的に容易であり、できこと自体が存在していることについての異議はほとんどないが、これらのできことをどう解釈するかはまた係争国間で議論になる。

---

(49) See MOFA of Republic of Vietnam, *WHITE PAPER ON THE HOANG SA (Paracel) and TRUONG SA (Spratly) ISLANDS*, 1975, p.22.

ベトナムの文献における地名とパラセルの同一性問題が存在しているが、ベトナム文献での「黄沙」とパラセルが同一地形であるとの仮の前提で考える場合、『撫邊雜録』などのベトナム文献は同地域での中国公人と漁民の活動をも記録したことになる。

(50) See Louis-Aimé Martin, *Lettres édifiantes et curieuses concernant l'Asie, l'Afrique et l'Amérique, avec quelques relations nouvelles des missions, et des notes géographiques et historiques*, Société du Panthéon littéraire, 1843, p.38.

(51) See Daniel J. Dzurek, *The Spratly Islands Dispute: Who's On First?*, Maritime Briefing, Vol. 2, No. 1, International Boundaries Research Unit, 1996, p.8.

最後に、中国が最も強調したのは、主要な係争国のベトナムの「反言」である。中国はベトナム民主共和国（北ベトナム）をベトナムの唯一の合法的な政権を見なしており、ベトナム共和国（南ベトナム）と外交関係を樹立しなかった。そのため、中国から見て、「ベトナム」との間にそもそも西沙と南沙両群島を巡る紛争はなかった。北ベトナムは三回も中国の両群島に対する主張を支持するような声明を発した。また、北ベトナムの地図や教科書などの出版物は概して南シナ海の諸群島を中国領としていた。しかし、再統一してから、ベトナム社会主義共和国の態度が直ちに豹変し、中国との「お約束」を破った。中国はこれを下劣な背信行為だとして、国際法の禁反言の原則にも違反しているだと批判した。

以上の中国の主張の根拠は、公式文書で現れたものであり、現在も変えられていない。2016 年、中国は南シナ海問題に関する白書を発表した。<sup>(52)</sup> 2016 年の白書は中比南シナ海紛争の文脈で発表されたものであり、白書における中国の主張を支持する証拠は 1980 年の「外交部文件」より充実となったが、1980 年時点の主張の論理自体は継承され、本質的な変更がない。

#### 1.4 四つの群島の範囲

中華人民共和国建国以来の「四つの群島」に対する主張は、形が基本的に変化していない。その内容はかなりの曖昧さが残されていると言えよう。具体的に言うと、「四つ群島」が包括する海洋地形の範囲は不明確であり、その主張はあくまで「群島」に対するものである。

前述したように、1935 年、水陸地図審査委員会は「中国南海各島嶼華英名対照一覧表」を発表した。この一覧表に載っている海洋地形の名前は、東沙島の 1 箇所、西沙の 28 箇所、南沙（現在の中沙）の 7 箇所と団沙（現在の南

---

(52) 中华人民共和国国务院新闻办公室 『中国坚持通过谈判解决中国与菲律宾在南海的有关争议』 2016 年

沙)の96箇所である。では中国はこれらの計132箇所の海洋地形を領土として主張しているのかというと、それは判断し難い。中国がこれらの諸群島を主張し出す時期に、これらを全部領土だと考えていたと推測できる。曾母暗沙(ジェームズ礁)は完全水没の地形であるが、いま中国の教科書では自国領土の最南端とされている。しかし、これは1935年時点の島嶼名編纂時の翻訳ミスで、領土だと誤認されたではないかとの推測もある。<sup>(53)</sup>このような「領土」主張は曾母暗沙(ジェームズ礁)以外の水没地形にも言えるかどうかは不明である。2013年フィリピンが中比両国間の南シナ海紛争に関する強制仲裁手続きを提起した際に、「低潮高地」の問題が浮上した。中国側は2014年「立場文件」<sup>(54)</sup>を発表して、フィリピンに反論した。その「立場文件」によると、低潮高地は領土として取得できるかどうかの問題は明らかに領土主権の問題であり、UNCLOSの解釈と適用の問題ではない；また、この問題に関して、UNCLOSは規定しておらず、他の国際条約と国際慣習法もない。中国は明確に低潮高地を領土として主張すると明言していないが、「立場文件」における文言を見る限り、中国は低潮高地を領土と見なす意図があると言えよう。

もう一つの注意すべき事項は、リストで挙げられた海洋地形が増えたことである。中華民国は1947年に西沙、南沙両群島を接収した後、新たな島嶼名リスト<sup>(55)</sup>を発表した。この新しいリストは1935年のものと比べて、計27の地名を追加した。<sup>(56)</sup> 中華人民共和国が建国してから、「中国地名委員会」はま

---

(53) Bill Hayton, *The Modern Origins of China's South China Sea Claims: Maps, Misunderstandings, and the Maritime Geobody*, Modern China, 2019, Vol.45, Issue 2, pp.155-157.

(54) 中国外交部 「中华人民共和国政府关于菲律宾共和国所提南海仲裁案管辖权问题的立场文件」 2014年 <http://www.mfa.gov.cn/nanhai/chn/snhwtlcwj/t1368888.htm> 閲覧日：2016.10.26

(55) 参照：吕一燃（編）『南海诸岛：地理、历史、主权』黑龙江教育出版社 2014年 288-296頁

(56) 韩振华 「有关我国南海诸岛地名问题」 『中国边疆史地研究』1995年第1期 27頁

た新しい島嶼名リストを作った。そのリストは 1983 年『国务院公報』第 10 号と 4 月 25 日の『人民日報』にて発表された。このリストに上がった地名は、群島全体の名前、下位島嶼グループの名前と個々の海洋地形の名前を全部含めて、計 287 箇所である。<sup>(57)</sup> これらの地名の地理的範囲は従来の「四つの群島」を超えていないが、明らかに細分化されている。しかもこれらの地名は島嶼、暗礁、浅瀬のみならず、「水道」、「門」（島嶼や暗礁の間の通り抜ける水路）の地名も入っている。この地名リストは領土主権の主張範囲を表すものというより、単純に細かく「四つの群島」における水陸地形を命名したものである。

中国が「群島」という概念に執着したのは、前述した主張の歴史が一つの原因と考えられるが、もう一つの原因は中国の海洋主張と関連している。それについて、後に説明する。

## 1.5 小括

中国は戦前の南シナ海紛争において、西沙諸島と東沙諸島に対する明確な主張を打ち出した。しかし、南沙諸島と中沙諸島はについて、中仏両国は外交の場での論争をほとんど展開しなかった。そのため、南沙諸島と中沙諸島に対する中国の主張は前述した国内の行政的な段階に留まった。「水陸地圖審査委員会」は国内法規を実行する政府の機関として、公式的な性質を有している。そのため、「水陸地圖審査委員会」の出版物は、(その国際法的な意義の有無はともかく) 当時の中国政府の公式な見解を反映したものと言える。つまり、中国は 1935 年から、南シナ海の「四つの群島」の領有権を主張するようになった。しかし、この主張は国内立法の形で現れており、外国における周知性は必ずしも十分ではない。1947 年、中華民国が南海諸島を接收した後、記者会見を開き、地図、島名リストと共に、南シナ海に対する領土主張

---

(57) 中国外交部「中国地名委员会受权公布我国南海诸岛部分标准地名」『国务院公報』1983 年第 10 号 452-463 頁

を発表した。この時点で、中国の公式の主張は周知的な形で形成したと言えよう。

戦後に成立した中華人民共和国は、中華民国のかつての主張を受け継いで、あらゆる公式発表、法文書、外交文書で南シナ海の「四つの群島」の領土主権を堅持して、今日に至った。「南シナ海の四つの群島は全て中国の領土だ」ということは、一貫して中国の主張の核心的な部分である。

これ以外に、二つ注意すべき点がある。一つは、中国が主張してきたのは個々の島ではなく、群島全体である。これまでの中国の公式資料を見ると、その主張の前提は、南シナ海にある島々は個々の島として存在しているのではなく、四つの整合した「群島」として存在していることである。特に中国は2014年の「立場文件」において、南沙地域の一部の地形のみを切り離して、「南沙群島全体に対する中国の主権を否定しようとする」<sup>(58)</sup> というフィリピン のやり方に強く批判した。もう一つは、各種海洋地形の領土性の問題である。中国は「低潮高地」ないし完全に水没する暗礁をも領土だと主張している。しかし、中国自身も、「低潮高地」の領土性についての国際法規範がないことを意識している<sup>(59)</sup>。

## 二 南シナ海における中国の海洋主張

南シナ海における中国の主張の最も曖昧で、複雑な部分は、水域に対する主張である。中国政府はこれまで具体的に説明したことがないため、それを徹底的に解明することはほぼ不可能である。しかし、中国政府の公式発表や、学者の論説などを通じて、中国の海洋主張の不明確な点はどこなのか、なぜ不明確なのか、どのような解釈の余地が残されているのか、などの問題を考

---

(58) 中国外交部 「中华人民共和国政府关于菲律宾共和国所提南海仲裁案管辖权问题的立场文件」 2014年 <http://www.mfa.gov.cn/nanhai/chn/snhwtlcwj/t1368888.htm> 閲覧日:2016.10.26

(59) 同前

察することはできる。

## 2.1 領土主権以外の権利に関する文言

前節で述べたように、中国政府が南シナ海問題に言及する場合、四つの群島の領土主権を主張し続けてきた。それと同時に、領土以外の問題にも言及している。

1958 年 9 月 4 日、中国は「中華人民共和国政府の領海に関する声明」を発した。「声明」は、中国の領海は基線から 12 カイリまでであり、外国の軍艦・軍機は中国の領海またはその上空に進入してはならないと宣言した。それと同時に、領海に関する規定は南海四群島にも適用すると規定されている<sup>(60)</sup>。この声明が出された以降、アメリカの軍機、軍艦は頻繁に中国の領海・領空を侵犯するようになった。これ以来、中国の公式発表などは領土だけではなく、領海と領空をも意識するようになった。

中国は自国領海・領空に侵入した外国に対して、抗議を怠ることはなかったが、積極的に行動に出ることはできなかったし、その実力もなかった。領空・領海侵犯が発生する度に中国は嚴重警告を出していたが、アメリカに相手にされていなかった。結局、1971 年米中関係が改善されるまで、このような嚴重警告は、西沙に関するものだけでも二百回以上出された<sup>(61)</sup>。

1974 年、南ベトナムとの紛争の文脈で、中国は一連の声明を発表した。これらの声明の中で、中国は南シナ海諸群島の「附近海域」と「附近海域の資源」も中国に属するとの立場を表明した<sup>(62)</sup>。それから、中国の南シナ海に関する発言の中に領土主権と共に、附近海域とその資源に対する主張も明言されてきた。

---

(60) 中国人大網 「中華人民共和國政府關於領海的聲明」 1958 年 [http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1958-09/04/content\\_1480851.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1958-09/04/content_1480851.htm) 閲覽日：2017.07.13

(61) 参照：韓振華（編）『我國南海諸島史料匯編』東方出版社 1988 年 484-492 頁

(62) 参照：同前 451-456 頁

1992年2月25日、中国全人代<sup>(63)</sup>常務委員会は「中華人民共和国領海及び接続水域法」<sup>(64)</sup>を批准した。この法律は、領海は基線から12カイリまで、接続水域は基線から24カイリまでと規定した。その他、注意すべき点は少なくとも二つある。一つは、中国は直線基線を採用すること。UNCLOSにおいて、直線基線と通常基線の併用が可能であるが、中国の「領海及び接続水域法」は通常基線の使用に言及しておらず、直線基線のみを採用した。即ち、中国の領海基線はすべて直線基線法で画定されることになる。この点は後に説明する西沙群島の基線画定において重要である。もう一つの点は、その第二条が規定した本法の適用範囲である。「東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島」が全てその範囲に入っている。前述したように、中国がUNCLOSを批准した際に、「領海及び接続水域法」で挙げた群島と島に対する主権を再確認する声明を發した。

1996年6月7日、全人代常務委員会はUNCLOSを批准したため、それに対応する国内立法が必要となった。1998年6月26日、全人代常務委員会は「中華人民共和国排他的經濟水域と大陸棚法」を批准した。この法律はUNCLOSに合わせて、中国のEEZは領海基線から200カイリまで、大陸棚は陸地領土の自然延伸或いは基線から200カイリまでだと規定した。しかし、その第十四条は、「本法の規定は中国が有する歴史的権利に影響しない」<sup>(65)</sup>との但し書きを残した。

2016年7月12日、中国は中比南シナ海仲裁に関する声明を出したのと同時に、「中華人民共和国の南海における領土主権と海洋權益に関する声明」をも出した。この声明の第三条は、南シナ海における中国の領土主権と海洋權益

---

(63) 「全国人民代表大会」、略して「全人代」は中国の立法機関、最高権力機関である。

(64) 中国人大網 「中華人民共和国領海及毗鄰區法」 1992年 [http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content\\_4562.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content_4562.htm) 閲覽日：2020.03.21

(65) 中国人大網 「中華人民共和国專屬經濟區和大陸架法」 2000年 [http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content\\_5004707.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content_5004707.htm) 閲覽日：2017.07.14

益を以下の四項目にまとめて主張した。一、東沙群島、西沙群島、中沙群島と南沙群島を含む南海諸島に対する主権；二、中国南海諸島が有する内水、領海と接続水域；三、中国南海諸島が有する排他的経済水域と大陸棚；四、南シナ海における中国の歴史的権利。<sup>(66)</sup> この四点は、現在中国の主張の全部である。2016 年の声明の中、特に注意すべき点は、「内水」との文言である。これは単に南シナ海の島々にある小さな「川」、「湖」、「湾」などを指しているのか。この点について、後に西沙の領海基線を見ながら説明する。

以上の中国が公式的に使用してきた文言を見ると、その海洋主張の不明確な点に分かる。特に曖昧な表現は「附近海域」と「歴史的権利」である。「内水」の定義自体は明確だが、中国の領海基線に関する規定と合わせて南シナ海の諸群島に応用する際に問題が生じる。これから、この三つの概念について詳しく検討する。

## 2.2 九段線

中国の主張の中で使われている「附近海域」はどの程度の範囲を指しているのか。これについて、中国政府の公式的な解釈や説明は存在していない。しかし、それは 12 カイリの領海より広い概念だと推測できる。さもなければ、わざわざ「附近海域」を言わずに、「12 カイリの領海」だと言えは済むだからだ。そのため、多くの人は「九段線」をそれに当てはめた。外国はよく、中国は九段線の範囲内の水域を全部領海、または EEZ だと主張していると非難している。しかし、前で考察したように、中国は公式的に九段線内の水域は領海或いは EEZ だと明言したことがない。

九段線の原形は、終戦直後までに遡れる。1947 年、中華民国が南海諸島を接収できたと宣言したあと、内政部方域司は「南海諸島位置図」を公表した。

---

(66) 中国外交部 「中华人民共和国政府关于在南海的领土主权和海洋权益的声明」 2016 年 <http://www.fmprc.gov.cn/nanhai/chn/snhwtlcwj/t1380021.htm> 閲覧日：2017.07.11

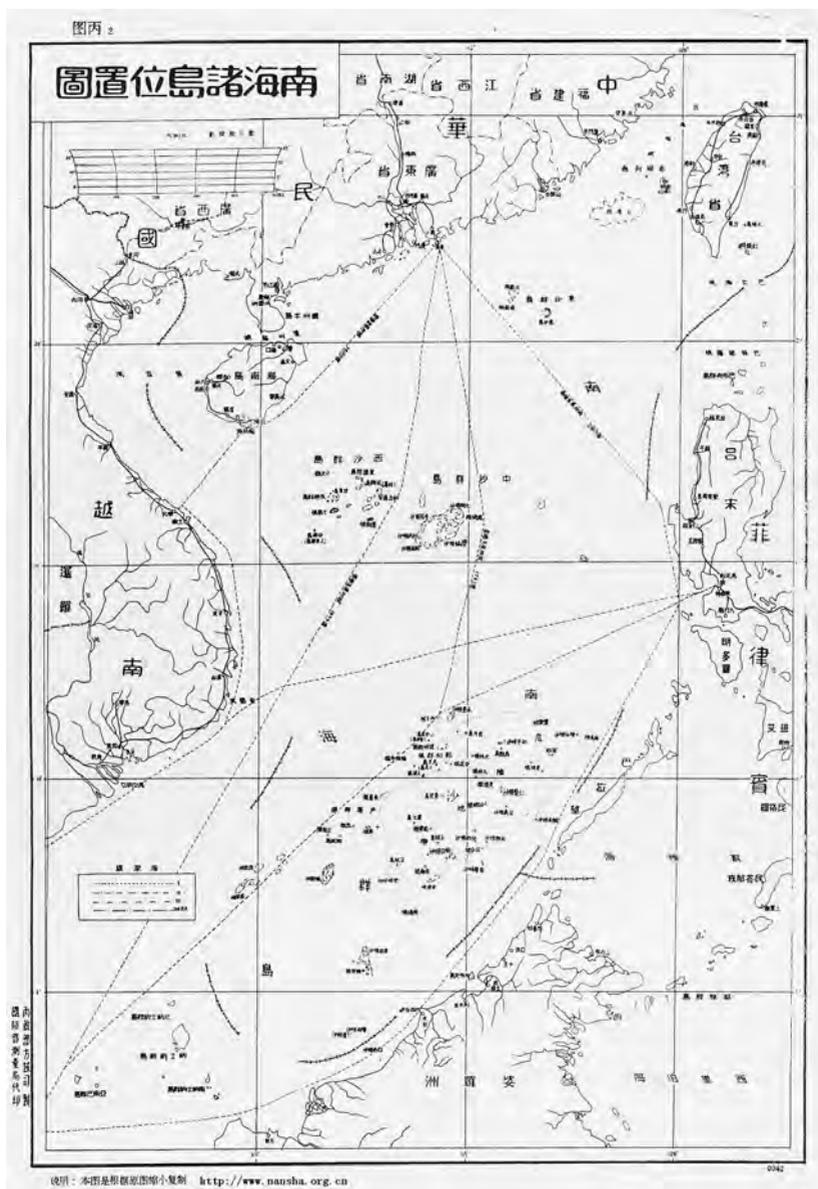


图 2 南海諸島位置圖

(From: 南沙群岛在线 「南中国海图」 [https://www.nansha.org.cn/maps/3/1947\\_South\\_China\\_Sea\\_Map.html](https://www.nansha.org.cn/maps/3/1947_South_China_Sea_Map.html) 閱覽日：2020.03.23)

この地図は 1935 年の「中國南海各島嶼圖」と似ているが、断続になっている 11 段の線が描かれている。この線は中国とベトナムの間のトンキン湾から始まり、少し曲がった U 字型を描いて、南シナ海の四つの群島を全部囲んで、バシー海峡を通過し、台湾の外側まで伸びている。1953 年、中国は北ベトナム (DRV) との間の、即ちトンキン湾の 2 段の断続線を消してから、現在のいわゆる「九段線」になった<sup>(67)</sup>。

九段線はどういう意味を持つ線なのか。これについての論争は長年続いた。中国国内でも異なる意見が存在している。これまで、以下の四つの説が議論されてきた。一、海上境界線説；二、島嶼帰属線説；三、歴史的水域線説；四、歴史的権利線説<sup>(68)</sup>。2016 年の「中華人民共和国の南海における領土主権と海洋権益に関する声明」において、中国政府は「歴史的権利」をはっきりと公言したため、歴史的権利線説の可能性が高くなってきた。この説の内容を簡単に言えば、「九段線」内の水域に対して、中国は「歴史的権利」を有する、とのことである。「歴史的権利」について、のちに説明する。

しかし、「九段線」の範囲は、必ずしも中国政府が公式に言う「附近海域」と同一なものとは限らない。九段線が描かれた位置は精確なものではなく、柔軟に変化してきた。1947 年の地図と 2009 年に中国が国連総長に提出した地図を比べれば分かるように、「九段線」の位置、各段の長さ、各段の間の距離及びに海岸線との距離は大きく変化した<sup>(69)</sup>。そもそも「九段線」は連続な閉合線ではなく、「断続」している。このような線は特定の範囲を規定するのは困難があるであろう。また、1958 年の「中華人民共和国政府の領海に関する

(67) 罗婷婷 「“九段线” 法律地位探析—以四种学说为中心」 『中国海洋法学评论』 2008 年 第 1 期 57 頁

(68) 呉士存 (著) 朱建荣 (訳) 『中国と南沙諸島紛争：問題の起源、経緯と「仲裁裁定」後の展望』 花伝社 2017 年 71-75 頁

(69) U.S. Department of State, *Limits in the Seas No. 143 China's Maritime Claims in the South China Sea*, 2014, pp.4-7, <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/10/LIS-143.pdf>, Accessed on 2020.03.20.

る声明」では、「大陸及び沿岸島嶼との間に公海が隔てている…（中略）…東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島…（後略）」<sup>(70)</sup>との表現がある。つまり、九段線の内部に、「公海」が存在している可能性がある。時間が経つにつれ、中国は過去の主張を変更する可能性もあるが、少なくとも、「附近海域」は「九段線」と異なる可能性があると言えよう。

中国が公式に用いた「附近海域」との表現は「九段線」と関連があると推測できるが、「九段線」そのもののだとは限らない。結局のところ、その意味は不明である。

### 2.3 歴史的権利

以上の考察で言及した「歴史的権利」はどんな権利なのか。これについても、中国政府の公式な解釈や説明がない。

南シナ海における「歴史的権利」との主張が初めて現れたのは、恐らく1990年代の台湾である。台湾に後退した中華民国は、南シナ海に対する主張を諦めずに堅持してきた。ベトナムやフィリピンなどの周辺国が南シナ海の島嶼に上陸し、主張し出すと、台湾の中華民国政府も抗議の声明を出してきた。1974年2月4日、南ベトナム（RVN）が南沙の島嶼に上陸した際、台湾の声明文は南海諸島の「島嶼、暗礁、沙洲」は全て「領土」だ<sup>(71)</sup>と、水没地形の領土性を主張したこともある。1993年、台湾の中華民国立法院は「南海政策綱領」を批准した。その中に「南海歴史性水域界線内之海域為我國管轄之海域，我國擁有一切權益」<sup>(72)</sup>との文言が入っている。台湾で同綱領は2005年に適用停止された<sup>(73)</sup>が、その「歴史性水域」との文言は大陸側に渡った。

---

(70) 中国人大網 「中華人民共和國政府關於領海的聲明」 1958年 [http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1958-09/04/content\\_1480851.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1958-09/04/content_1480851.htm) 閲覽日：2017.07.13

(71) 韓振華（編）『我國南海諸島史料匯編』 東方出版社 1988年 515頁

(72) 植根法律網 「南海政策綱領」 1993年 <http://www.rootlaw.com.tw/LawArticle.aspx?LaWID=A040040091060500-0820413> 閲覽日 2020.03.13

当時の中国大陸と台湾の研究者は時にシンポジウムを開いて協力していた。1994 年、台湾の行政院の出資で開かれた「兩岸及び海外華人南海學術検討会」で、中華民国国際法学会常務理事兼事務総長傅崑成は、「歴史的水域」と「歴史的権利」を詳しく説明した<sup>(74)</sup>。

傅崑成によると、「歴史的水域」の概念は自分が提起したものである。1990～1991 年、台湾内政部が領海基線問題と「領海及び接続水域法草案」を検討した際に、傅崑成は南海 U 型ラインの中の水域の法的性格を「歴史的水域」だと解釈すべきだと主張した。「歴史的水域」は UNCLOS が規定する「歴史的な湾」と「歴史的権利」をちなんで考案された。つまり、一国はある水域に対して「歴史的権利」を有する場合、この水域は「歴史的水域」である。

このような水域は三種類がある：一、UNCLOS の「湾」の規定を満たさないが、一国が歴史的要素を以て、「歴史的な湾」と主張する水域；二、海岸付近の特殊の地理状況（多く島嶼が密に存在しているなど）があるが、一般的な国際法が規定する内水の規定を満たさない場合、沿岸国は歴史的要素を以て主張する水域；三、元々は公海に当たる水域だが、一国が「歴史利益 (Historic Interests)」に基づいて、主権下にあると主張する水域。その第一種について、パナマ湾やシドラ湾などの多くの先例がある。第二種は、「群島水域」と「直線基線」の運用によって、意味を失い、実際に紛争になることはなかった。第三種の主張の典型例は、英連邦のトンガ王国である。トンガ王国は公海であるはずの四角形の水域を自国の「歴史的水域」だと主張している。傅崑成によると、南シナ海における中国の「歴史的水域」は、第三種の「歴史的水域」

(73) 中華国内政部地政司 「南海政策綱領」 <https://www.land.moi.gov.tw/law/Resultdet/105?LCID=224&lawname=%E5%8D%97%E6%B5%B7%E6%94%BF%E7%AD%96%E7%B6%B1%E9%A0%98> 閲覧日：2020.03.13

(74) 参照：傅崑成 「南海 U 型疆界线与南海海域的三个层级」 『兩岸及海外華人南海學術研討會論文集』 中国国際法学会 1994 年 1-17 頁  
本節で紹介した傅崑成の論説は全部上記論文に基づいている。

である。しかし、この水域に対する権利に関しては、トンガ王国の場合と異なる。中国の「歴史的水域」は「湾」でも、「内水」でもない。この水域において、中国が有するのは、一種の「優先権（Preferential）」ではない。傅崑成は更にこの優先権の内容を具体的に以下の四つだと説明した。一、海洋資源の管理、養護、探察、開発の優先権；二、海洋環境の保護・保全の優先権；三、科学研究の優先権；四、航海・航空交通管制の権利。同時に、この水域において、ベトナム、フィリピンなどは漁業、貿易航行、緊急越境追跡などの権利を有する。

傅崑成が言う「歴史的権利」は、中国政府が公式に使う「歴史的権利」と同一の概念であるとの確証はないが、中国政府の主張は傅崑成の説に影響されている可能性は大きい。

#### 2.4 西沙地域における海洋主張

前述したように、南シナ海における中国の海洋主張は不明な部分がある。九段線の意味や歴史的権利の内容に関する公式な説明がない。しかし、西沙地域に対する海洋主張は1996年の「領海基線声明」により、かなりの程度で明確になった。

UNCLOSを批准する三週間前の1996年5月15日、中国国務院は「中華人民共和国政府の中華人民共和国領海基線に関する声明」<sup>(75)</sup>を発表した。この声明は、1992年2月25日の「中華人民共和国領海及び接続水域法」<sup>(76)</sup>に基づく法文書である。同法は中国の領海は基線から12カイリまでだと定めたほか、中国の領海基線は直線基線を採用することと、基線より陸地側の水域は

---

(75) 中国外交部 「中華人民共和国政府关于中華人民共和国領海基線的声明」 1996年  
[https://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao\\_674904/tytj\\_674911/tyfg\\_674913/t556673.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao_674904/tytj_674911/tyfg_674913/t556673.shtml) 閲覧日:2020.03.09

(76) 中国人大網 「中華人民共和国領海及毗鄰區法」 1992年 [http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content\\_4562.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content_4562.htm) 閲覧日:2020.03.21

内水であると規定した。

声明において、中国政府は明確な経緯度座標を用いて、中国の二つの部分の領海基線を規定した。一つ目は山東半島から海南島までの部分である。この部分の領海基線は中国本土沿岸の一部に対応するものであるが、これに対してもベトナムは反対した。雷州半島と海南島の基点を繋ぐ基線はベトナムがその間の瓊州海峡を通過する権利を妨げていると、ベトナム側が主張した。<sup>(77)</sup> 瓊州海峡の幅は約 30 キロしかなく、雷州半島と海南島の基点を繋げなくても、海峡全体が中国の領海の範囲に入る。そのため、これに関する中越間の対立事項は海洋主張の地理的範囲というより、海峡の通過通航権に関する齟齬である。

より重要なのは、声明が規定した二つ目の基線である。その座標が示したのは西沙群島全体を囲む完全閉合の基線である (図 3 を参照)。基点とされた個々の島嶼の地理的性質に関する議論は殆どないが、問題となったのは基線の描き方である。これは明らかに一種の直線基線であり、より正確に言うと UNCLOS の規定における「群島基線」を模したものである。

UNCLOS の第七条によると、「海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所においては、領海の幅を測定するための基線を引くに当たって、適当な点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる」；また、その第四十七条によると、「群島国は、群島の最も外側にある島及び低潮時に水面上にある礁の最も外側の諸点を結ぶ直線の群島基線を引くことができる」<sup>(78)</sup>。各沿海国は自国の領海と海洋権利の範囲を広げるために直線基線や群島基線を運用したが、通常基線以外の基線画定方法は制

(77) United Nations Treaty Collection, *United Nations Convention on the Law of the Sea*, [https://treaties.un.org/Pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=\\_en](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=_en), Accessed on 2020.03.20.

(78) データベース「世界と日本」「海洋法に関する国際連合条約」1982年 <http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/mt/19821210.T1J.html> 閲覧日：2020.03.20

約がある。中国の1996年の西沙の基線画定はその制約に則っていないということである。

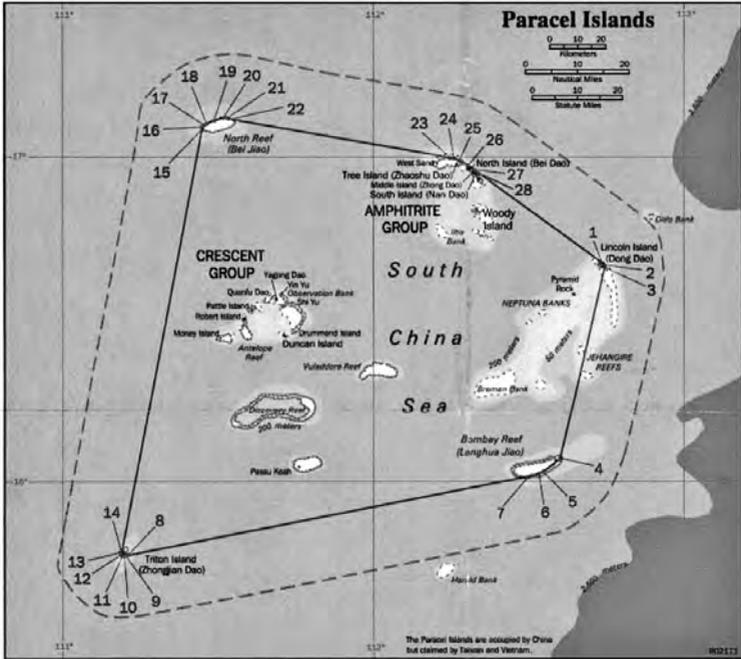


図3 西沙群島の領海基線

(From: Central Intelligence Agency, China's claimed straight baselines, 1996, <https://www.loc.gov/resource/g7821f.ct002815/>, Accessed on 2020.03.23.)

更に、この閉じた基線の内部にある水域の性質に関する特別な説明はない。通常の場合、基線の内部の水域は内水であるが、群島国家の場合、群島基線の内部は「群島水域」である。ここで中国の主張の解釈は、二つの可能性が生じた。この基線の画定方法は「群島基線」に準じるものだと考えると、その内部の水域は群島水域と見なされている可能性がある。しかし、中国はUNCLOSが定めた「群島国家」ではない。更に、1992年の「領海と接続水域法」第二条によると、「中華人民共和国の領海基線より陸地向きの側の水域は中華人民共和国の内水である」<sup>(79)</sup>。もし中国はこの閉じた基線内

部の水域を内水と見なしているのであれば、2016 年の「中華人民共和国の南海における領土主権と海洋権益に関する声明」における「内水」との文言はこれを指していると説明できる。南シナ海の諸群島の「内水」という表現は後述する 2019 年の中国が国連事務総長に出した CML/14/2019 号照会でも見られた。

これは当然国際法的に議論になったが、現在の状況を見る限り、南シナ海紛争の焦点となっていない。三つの原因が考えられる。まず、西沙を巡って争っているのは中国とベトナムだけである。この海域は他の係争国と遠く離れているため、各国の利益関心はここに集まっていない。次に、中越間に領土の帰属に関する紛争があるものの、西沙群島が法理上生じ得る権利が増えること自体は、ベトナムにとっても別に不都合ではない。最後に、西沙群島が法的に生じる権利云々よりも、中国がこの地域を完全に実効支配しているとの現状が重要である。実現する可能性をさて置き、ベトナムの課題は黄沙（西沙）群島の生じる権利を制限することではなく、物理的に同地域を奪還することである。

この西沙群島に関する領海基線を見ると、前節で論じた、中国の領土主張が「群島」という概念を強調することの理由が見えてくる。中国は西沙地域の海洋権利を主張する際に、UNCLOS における「群島」が生じ得る海洋権利を目標としているであろう。筆者の推測だが、南シナ海の他の群島地域においても、中国は似たような目標を持っているだろう。しかし、これはあくまで暫定的な、暗黙的な目標であり、現段階で、中国はそれを明言しないだろう。特に南沙地域の地理状況と実効支配の状況は西沙よりはるかに複雑であり、係争国間の対立もより激しい。そのため、この地域に対する中国の海洋主張は当分の間に曖昧なものであり続けるだろう。そうすれば、中国は将来の紛

---

(79) 中国人大网 「中华人民共和国领海及毗邻区法」 1992 年 [http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content\\_4562.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content_4562.htm) 閲覧日：2020.03.21

争の局面と趨勢に応じて海洋主張を調整する余地が残される。

## 2.5 小括

本節で考察したように、中国の海洋主張に関する文言を見ると、「附近水域」と「歴史的権利」の概念は曖昧である。「附近水域」は、いわゆる「九段線」と関連があるかも知れないが、必ずしもそれと同一の概念とは限らない。「歴史的権利」についての公式の説明はないが、それは台湾の法学者の論説に影響された一種の「優先権」である可能性がある。また、中国は南シナ海の諸群島に対して UNCLOS の「群島基線」を準用して、基線内の水域を「群島水域」ないし「内水」として主張する可能性がある。いずれにせよ、中国の海洋主張は曖昧であると同時に、今後再解釈される余地が大きく残されている。

## おわりに

南シナ海における中国の主張は、内包たる領土主張と外延たる海洋主張から構成されている。領土主権の主張は中国の核心的な利益であり、1935 年以来一貫されてきた。中国の領土主張の歴史的な根拠は、フランス、ベトナムなどの係争国の論争で浮かび上がった。中国が西洋的な概念でこれらの群島を公式的に主張したのは 20 世紀初頭のことだが、その歴史叙述によると、これらの群島は王朝時代から中国の固有領土である。その領土主張の最大の特徴は、「群島」の概念に対する執着である。中国は明確に南シナ海における海洋地形を四つの群島とし、一つの群島の全体をまとまった地形として主張している。群島が包摂する海洋地形の範囲は具体的に説明されていないところがその曖昧さの所在である。

中国の海洋主張は国際海洋レジームの発展につれて形成したものであり、いまだに曖昧な点が存在している。特に不明確なのは「附近水域」、「歴史的権利」に関する部分である。また、明言されていないが、西沙群島の領海基線を見る限り、中国は南シナ海の諸群島に対して、UNCLOS における群島

のレジームを準用することを意図しているように見える。

中国は主張の曖昧さの影響で批判を浴びることが多々あるが、同時にこの曖昧さがあるため、その主張を再解釈する余地も残されている。中国にとって、これから如何にその主張を調整、または堅持していくのかは、今後の南シナ海紛争の帰趨に影響する重要課題である。他の係争国にとって、中国の主張を正確に理解することは、適切な対応策を考えるための前提であろう。